

新潟市区自治協議会運営指針の一部改正について(概要)

新型コロナウイルス禍に対応するため、会議手法等の改正を行ったもの。

1 会議の開催手段に関する規定

「書面による意見の聴取又は議決」を改め、WEB会議及び書面会議について規定する。

(1) 改正前(概要)

＜書面による意見の聴取又は議決＞

- 会長は緊急その他やむを得ない理由があるときは、会議の開催に代え、書面により意見の聴取又は議決を行うことができる。

※報酬について

書面により意見の聴取又は議決を行った場合には、報酬は支給しない。



(2) 改正後(概要)

＜WEB会議＞

- 会長が必要と認めるときは、WEB会議を開催することができる。
- WEB会議には全部又は一部の委員が出席でき、委員はWEB会議の出席をもって、区自治協議会の会議に出席したものとする。
- WEB会議の定足数等の運営方法は、集合形式の会議開催時に準ずる。

＜書面会議＞

- 会議の代替手段の有無、案件の緊急性及び案件の妥当性等を総合的に勘案し、慎重に検討したうえで、会長が必要と認める場合に緊急的かつ例外的なものとして書面会議を開催できる。
- 全委員に十分に説明を行ったうえで、会議開催について事前の同意を得なければならない。

【留意事項】

意見集約にあたっては、委員から十分に意見を出してもらってから行うよう留意する。

※報酬(報償費)について

WEB会議、書面会議に出席した場合も報酬(報償費)を支給する。

2 その他

新潟市非常勤職員要綱等の改正に伴い、委員に委嘱できない者を整理するとともに、会計年度任用職員(例:地域教育コーディネーター(第3号委員))の委嘱について定める。